

- 21) 国民生活金融公庫「教育一般貸付」, <http://kokukin.go.jp/kyouiku/ippan/index.html>
- 22) 独立行政法人・日本学生支援機構「奨学金貸与事業」, <http://www3.jasso.go.jp/education/syougaku/index.html>
- 23) 生活福祉資金貸付制度研究会編「平成16年度版生活福祉資金の手引き」簡井書房, 2004年.
- 24) 「母子及び寡婦福祉法」「母子及び寡婦福祉法施行令」, <http://www.hourei.mhlw.go.jp>
- 25) ここでいう「家族主義」は、さしあたってエスピン・アンデルセンのいうような、「家族主義なシステムとは……家庭こそが家族の福祉の責任を第一に負わねばならないと公共政策が想定（むしろ主張）するようなシステムのことである」という意味で使っている。G. エスピン・アンデルセン, 渡辺雅男・渡辺景子訳「ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学」桜井書店, 2000年。なお原著出版は1999年.
- 26) 筆者は先に次のように述べておいた。「現在北海道社会福祉協議会運営委員会の一員であるが、委員会における償還困難に伴う免除の審議の際にたいいてい目にするのは、連帯保証人もまた生活保護受給者であったり、行方不明者であったりする事実である。それは多くの場合、親族関係あるいは友人関係の中で連帯保証人を頼まざるを得ない現実が、その後ある必然性を持って破綻したにすぎないともいえる」（青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困』明石書店）, 27頁.
- 27) この点については、たとえば、矢野裕敏「教育システムの国際比較—福祉国家における教育戦略の展開に注目して」（埋橋孝文編『比較の中の福祉国家』ミネルヴァ書房）2003年、また中澤渉「日本における教育財政支出の問題点—福祉レジーム論をてがかりにして」『日本教育行政学会年報・教育行政の社会的基礎』第30号, 2004年, など参照.
- 28) 青木紀「貧困の世代的再生産の視点」（青木紀編著『前掲書』）15頁.
- 29) テーマは違うが、いわゆる貧困観に関わって、このような問題意識を試論的に展開した青木紀「現代日本の「貧困観」に関する研究準備ノート」『教育福祉研究』第11号, 2005年, 参照.
- 30) 青木紀「貧困, 不平等, 社会的公正—「見えない貧困」を見えるように—」（日米シンポジウム）『教育福祉研究』第10-(1)号, 2004年, 参照.

# 子どもの発達を豊かにする 生活・教育保障の方向

—ライフチャンスの平等—

青木 紀

## はじめに

2006年正月3日の朝日新聞は、その1面で、「就学援助4年で4割増、給食費など東京・大阪4人に1人」という見出しで、いわゆる就学援助受給の急増について触れていた。トップに持つことは、それだけ人々への注意を促したいという意図があったのだろう。近年の格差社会への関心の高まりがその背景にあるのはいうまでもない。「貧困の中で成長する」ということがどういう状態なのか、あるいはその結果は、というような研究はないわけではないが、日本では乏しい。しかし、就学援助の基準が生活保護基準の1.1~1.3倍前後にあることからすると、少なくともそれ以下の収入水準の生活の中で、日本の子ども<sup>(1)</sup>の4人あるいは5人に1人が暮らしていることになる。

ここでは、貧困の中に、あるいは格差社会の底辺で育つ子どもへの直接的影響などへの関心は譲って、与えられた課題が「子どもの発達を豊かにする生活保障の方向」なので、それにできるだけ応えたいという立場から、論じていきたい。とはいえ、すべてにわたって網羅し、論ずることはできないので、本号のテーマ全体が「生存権保障の意味を問う」ということにもなっていることか

ら、子どもにとって、さまざまな経験を含むライフチャンスの平等の保障、とくに教育機会の平等の保障がなぜ必要か、それはどんな理由で、どんな方向に求められるべきか。そのためには、今後何を解かなければならないのか、このあたりの問題提起を狙って責任を果たそうと思う。

## 1 市場の中の子どもの生活

どの子どもも、今や「安全な航海」<sup>(2)</sup>を辿って大人になることは容易なことではない。それは、日本だけでなく、先進国、途上国それぞれ事情が違ってはまるであろう。途上国では、しばしばメディアが伝える通りで、端的には貧困とHIV感染の子ども、飢餓の子ども、戦場の子どもの映像が、まさに命の保障の問題として、私たちの心を痛める。しかし、「子ども中心主義」が強く一良かれ悪しかれ浸透しているはずの先進国でも、女性とともに子どもの貧困が社会問題となっている<sup>(3)</sup>。それは日本でも例外ではなく、加えて日々のニュースや新聞は、子どもの虐待事件や誘拐事件あるいは子どもによる殺人事件を伝え、また年齢が上がればフリーター、ニート、引きこもりなどの様相を頻繁に伝え、いまや国会などでの議論としても取り上げられている。だから、子育てをめぐっては、親や家族の心配は増すばかり

で、しかも「少子化対策大臣」まで登場したことが、逆にその社会的「効果」として若者に少子化を促すかもしれない状況にもある。

そのことは当面おくとして、現代の日本の子どもたちを念頭において、まずその発達環境と生活様式の側面から特徴づけてみると、たとえば深谷昌志は、「学ぶとくに勉強する」「遊ぶとくに外で遊ぶ」「手伝うとくに仕事をする」という子ども生活の3側面の歴史的変遷を特徴づけながら、電子メディア社会の中で、上記のすべてを「あまりしない」「引きこもる子ども」たちとして類型化している。たしかに、家族は個別化し、あるいは個人化し、メディアの情報の氾濫は「家庭の垣根」を越えて入ってくることから、子どもの生活も必然的に空間的な狭さや時間的な歪みを伴いやすくなるであろう。だから、親たちはこのような環境にどのような対応をするかで日夜頭を悩ますことになる。

さらに生活の主体としての子どもたち自身に目を向ければ、彼らは、少子化の中での親や社会の個性尊重の雰囲気あるいは自己実現幻想によって、漠然とだが、しかし強い影響力を受ける環境におかれている。たとえば、最近の子育てや学校教育などにおける個性重視の方向は子どもの多様な発達を理想化しているように見える。典型的には、それらは、一部の芸術やスポーツ分野などでの成功者をモデルにした子育てを目指す場合もあるし、教育達成を最大の目標にして育てようとする場合などにも見られる。また、田舎で「のんびり」と育てたいと家族ぐるみの移住もある。しかし他方、早くからそれほど「教育達成」に重い価値をおかない母親も増え、なかには環境のコントロールをも放棄したままの例もある。いずれにしても、結果として、子どもたちにとってはかなり漠然とした自分追求の目的を課されることになる。その点では、かつての子どもや若者が忌避した家業による運命づけの時代とは歴史段階が大きく異なっているところに子どもたちの生活はある。

だから、子どもの生活環境の変化や発達のあり方に敏感になり、子育てを「自然的」(Natural

growth)ではなく、より「計画的」(Concerted cultivation)にしようとする<sup>17)</sup>と、親や家族は相当の時間的、金銭的、精神的なエネルギーをその過程につき込まなければならない。また、情報の氾濫と生活空間の縮小あるいは時間使用の偏りの中で子どもたちが生きざるを得ないところにおかれている現状、さらに最近では命の安全でさえ守れないような環境は、子どもたちの「生活保障」を、階層を問わない現代社会の共通の課題としているともいえる。

しかし、「自然的」であろうと「計画的」であろうと、現代社会の特徴は、子どもたちの生活環境も市場から一遊び市場、スポーツ・習い事市場、教育市場など一「商品」として買わなければならないところにある。そしてよりよい「商品」としての環境を買うことが可能かどうかは、当然のことだが家族の持つ諸資源と関連してくる。とくに、「選択」して買うことができるかどうか子どもに生活に大きな影響を与える。むろん、家族資源が単純に経済的なことだけでなく、文化的、社会的な側面からも成り立っていることから、結果として子どもがどう育つかを諸資源と関連づけて説明することは単純ではない。実際、子どもをスポイルさせることも少なくない。しかし、子どもが成長していく上でのさまざまな体験(いわゆる習い事や各地への旅行からさまざまなモデルになるような大人との出会いや関係など)や、いわゆるライフチャンスの平等保障のような課題からすれば、やはり家族資源に大きく影響される。私の授業で次のようなレポートがあった。

「昨年度、附属の小学校へ観察実習に行ったときのことである。……ちょうど夏休みが終わった時期だったため、学級活動で夏休みの思い出をみなの前で話す時間が設けられた。子どもたちの親も、それに合わせて参観しに来ていた。工作したものや研究したことを発表する子どもはもちろんいた。私が驚いたのは、子どもたちが家族旅行をしたことを競い合うように話していたことである。私は家族旅行というものをしたことがなかったから、余計に驚いた。あそこに行った、ここへ

行った、という話は国内にとどまらず、海外にまで及んだ。どうやらそれは、私が担当したクラスだけではなく。他の学年を担当した友人も、子どもたちが家族旅行の話題を競い合っているようだったと話していた。そして彼らは放課後となると、習い事だ、塾だ、と行って下校していった」

上記のことは、「附属学校」という性格も影響しているが、現代の特徴の一面をよく示している。とくに、近年は家族が個別化している傾向が強くなっており、地域社会で「一緒に」ということはなかなか容易なことではなくなっているから、子どもの生活を「豊かに」させようとする場合、いっそう家族頼みになる傾向になる。またこのような傾向は、「小さな政府」のかけ声のもとで教育や福祉などのサービスが後退させられてきているので、むしろ強められているともいえよう。

すなわち、子どもの社会化にもつ家族の意味は、さまざまな世界の情報が家族の「垣根」を越えて入ってくることから（そしてそれは制御が難しいことから）、あるいは学習も遊びも家庭の外で社会化されているのが当たり前になっていることから、一面では小さくなっているように見える。しかし、情報へのアクセス能力も含めたコントロール能力、あるいは興味関心の可能性を開くためのきっかけにもなるような体験をさせる上での家族の役割はむしろ大きくなっているといえる。それは、とくに「出会い」や「経験」が子どもの教育にもつ意味の大きさを考えたとき、子どものライフチャンスが大きく家族によって左右されることを意味している。

## 2 生活と教育の不平等

ところで、ここでのライフチャンスの意味は、「個人が社会が提供する機会と恩恵を受ける可能性：権力・資力などによって享受度に差が生じる」（リーダーズ英和辞典）を、子どもに適用して考えてみる程度の意味合いで使用しているが、当然のことながら、子どもの場合は程度の差はあ

れ家族の影響が決定的である。もちろん、それは国による子どもの環境によって大きく違い、「はじめに」でも触れたように、命に関わるサバイバルをダイレクトに意味するライフチャンスから、いわゆる人生の「成功・不成功」をめぐる将来の生活展望まで、まさに世界中の子どものライフチャンスの内容はさまざまなレベルで存在するし、不平等の状態にあるのが現実であろう。

では、日本の子どもたちのライフチャンスの様相はどうであろうか。そのあり方は、子どもや家族の福祉あるいは教育サービスに関する国家の役割が先進国の中ではもっとも小さいことから（後述）、しかし市場はどこまでも深く広く子どもと家族の生活に浸透していることから、それだけ後進国並に家族資源に大きく左右される（「家族依存」）環境にある。

この視点から見ると、なお論議のある（一般的な所得格差拡大をめぐる）ところだが、最近の教育社会学などの研究成果は、かなりの論文や報告書などにおいて、家族の資源と子どもの教育達成の相関関係を明らかにしている。またそれだけでなく、生活保護世帯の生活史分析から、貧困や不平等が世代間でも継承されている、つまり社会的流動性は弱まり、格差が固定化傾向を見せ、そのことが子どもの生活に大きな影響を与えていることを強調する見解もある。このことは、もともと家族の資源格差は歴史的にあり、それが子どもの生活や進路選択を規定していたのだが、これまでいわゆる「総中流化現象」がこれを消し去っていたかに見えていただけのことが、調査研究によって徐々に捉え始められただけといえるかもしれない。

しかし、「小さな政府」「規制緩和」「構造改革」といった言葉の嵐の中で、国家予算における縮小圧力を受けている家族は、その家族資源を基礎とした市場でのやりとりを通じた支払い能力によって、いい質の生活サービスを買えるかどうかが決まってきたことは事実である（たとえば医療のように）。それらが「格差」として意識され、外に見える問題として表れてきているからこそ、国会でも議論されるようになってきたのである

う。現段階は、それが、子どもの生活問題をめぐる格差論議までは進んでいないものの、教育というもっとも子どもの成長・発達にとって重要な「公共的サービス」までに議論が及びかかっているところにあるかもしれない。

実際、教育サービスからの受益をめぐる格差認識は広がりつつある。その背景には、このバブルの崩壊以降の不況の影響が大きい、もともとあった日本の教育費負担の重さと家族との関連の問題が表面化してきたからである。子どもの教育における「家族依存」がいかに強いかは、実際、家族負担の問題に目を向ければ、たとえば文部科学省の調査でも、学生の授業料なども含む総生活費の7割は家庭からの「給付」(=依存)となっていることから明らかである。だから当たり前のことだが、子どもの親に相当の負担力がない限り、高等教育を受けさせることは容易ではない。たとえば年収が200万そこそこの母子世帯の子どもたちの進学可能性の困難は、その年収の事実一つを知るだけでも、想像はできるであろう。私自身がよく授業などで使うフレーズだが、大学生の一人当たりの授業料を含む生活費と母子世帯の平均年収は「とんとん」であることからすれば、それが子どもたちの進路を妨害する大きな壁となるのは当然である。

もちろん、「奨学金」という名の教育ローンの利用もあるが、親からの援助のない場合は、かなりのローンを抱えない限り高等教育は受けるのが難しい。しかも、しばしば、そのローンを親が返している場合も少なくない。さらに、仮に本人が就職後に返済し続けたとしても、ローンを借りる必要のない学生も多いことを考慮すると、その後の若者の、あるいは大人としての生活の負担の不平等は大きい。それだけでなく、日本では高校段階から借りなければいけない場合も少なくない。その場合、高卒後すぐに安い給料から返済が始まるのである。一昨年からはじめた私たちの調査(厚生労働省科学研究費・政策科学研究推進事業「福祉資金貸付資金の効果と課題に関する研究」)では、「母子及び寡婦福祉資金」利用者の次のような意見が寄せられている。

「修学資金と就学支度資金の両方を借り入れたため、返済額が月額18,611円となります。私には高額です。月々の収入の1割以上となりますので、できることなら、長期間になりますが、もう少し支払いやすい金額にさせていただけるとありがたいと思います(札幌市・高校段階利用者・本人)」「返済が遅れていることに対して、大変申し訳ないと思いつつも、毎日の生活に追われ、滞納しています、一度、区役所に相談したところ、子どもに協力してもらいなさいと言われましたが、子どもは子どもで育英会の返済をしているので、なかなか協力してほしいとは言えません(札幌市・高校段階利用者・母親)」

以上のことは、私たちに、あらためて、日本の子どもたちの生活や教育の不平等を生み出している構造を、一方で家族が属する社会階層・所得階層・職業階層と、他方での教育制度などのあり方と、関連させて問題にする必要があることを喚起している。2月12日付の朝日新聞によって紹介された「『経済格差』高校・大学で認識差—大学進学断念、高校の7割『学力より学費』』という記事は、選抜された学生を相手にしている大学でなく、選抜前の子どもたちの生活により近い存在である高校の側が、子どもたちの間に顕在化しつつある家族の経済格差が及ぼす影響をいち早く捉え、警告を発しているものと思われる。

### 3 社会的正義の実現と課題の認識

先にも少し触れたことだが、比較福祉・教育国家論の視点を入れて、日本の子どもたちを取り巻く環境を国際的に特徴づければ、具体的には、たとえばOECD諸国の中でも、日本がいわゆるGDP(国民総生産)に占める公的社会サービス費の比率が低いことは識者の間ではよく知られている。事実、子どもの生活保障に関わるいわゆる児童手当や児童扶養手当などを含む家族支援は脆弱である。加えて教育に目を転じれば、教育費全体に占める公的教育費の比率は、とくに高等教育

を中心に最低水準にある。その意味で、この圧倒的な高い私的教養費比率の特徴は、日本が教育の市場化・民営化の最先端を走っていることを示している。いいかえると、アンデルセンの言葉を使えば、日本の教育は「脱家族化」「脱商品化」ができないままである。最近の財政難がこの状態にむしろ拍車をかけていることは国立大学の授業料値上げの連続に代表されている。前節で述べた実情は、その中で子どもや若者の間に大きな不平等が生まれてきていることを表している。

さらにこのことが、とくに、子どもが大人になる過程での若者の生活スタイル（将来展望格差をとまなう）にまで影響を与えてきていることは、フリーターやニートといった言葉の氾濫が象徴している。その意味では、日本の多くの子どもたちも、アメリカなどと同様に、決して「安全な航海」を辿って20代、30代になっていないのである。むしろこれは、家族資源の多寡というより、いわゆる「雇用なき繁栄」(Jobless recovery)とも関連した労働市場のあり方の影響であり、不安定雇用の大量の若者を生み出しているのは周知のところである。しかし、いくつかの研究は、フリーターなどと社会階層性の関連も指摘している（若者の階層分化の拡大）。そしてこのことが、いわゆるワーキング・プアの増加へと連なり、また年金や健康保険制度の存立を脅かすことにもなり、先の見えない、不安的な社会の再生産状況の大きな要素となってきている。

その意味でいえば、ここでロールズのいう「市民の人生の見込み」に関する「公平としての正義」の記述が、とくに「子どもの人生の見込み」とも関わって思い出される。

「公正としての正義は、市民の人生の見込み—全生涯にわたる見込み（これは基本善の適当な指数によって特定される）—に関する不平等に焦点を合わせる。市民の人生の見込みは、次の三種類の偶然事によって影響される。すなわち、(a)出身社会階層。つまり、生まれてから、分別のある大人に成長するまで過ごした階層。(b)（実現された才能の対立概念としての）生まれつきの才能と、

そうした才能を発達させる機会—それは出身社会階層によって影響される。(c)一生を通じて出会う幸運と不運（市民が病気や事故によって、また例えば、非自発的失業や地域的不況の期間に見舞われるもの）。……われわれがもし、それらの偶然事に起因する人生の見込みに関する人々の間での不平等を無視し、背景の正義の維持に必要な規制を設けぬままに、そのような不平等の跋扈を放置するとすれば、自由で平等な市民の間で協働を行うための公正なシステムという社会の観念を真剣に取り上げていないことになってしまうだろう」

つまり、不平等の跋扈を放置するとすれば、自分の生まれに責任のない子どもたちが、不正義の中でもがき苦しみ、あきらめ、自暴自棄になっていく、あるいは逆に社会から引きこもっていく傾向も生まれ、さらに不安的な、リスクな社会が形成される。いいかえれば、今後どんな社会が作り出されるかは、自分の将来について希望をもち楽観的であるか、それとも諦観し悲観的であるか、自分の社会的地位と結びついた不平等は是正される見込みがあるかなど、正義の公共的原理の実現にかかっている。また、そのことが社会に用意されなければ、人間はその道徳的能力を発達させることも困難となり、自由で平等な市民という、協働する・連帯する社会構成員を育てられない、ということであろう。

ロールズの文章は抽象的なレベルでの論理上のことかもしれないが、これまで見てきたことからすると、不幸にも、日本社会もまたこのことがよく当てはまりそうな状況になってきていることが懸念される。しかし、教育費をめぐる親の嘆きが聞こえ、そして少子化現象までにそのことが連動していることがわかりながら、なぜこのような事態が維持され、「許容」されてきたのか。「教育の無償制の推進」に関わっては、子どもの権利の実現の立場や、国際的な勧告などからも指摘され、あるいは強調されていても、なぜこのことが「受容」されてきている（我慢させられてきているか）のか、まだはっきりとした分析があるとは思えな

い。独断と偏見に基づくことかもしれないが、関係者のそこまで詰めた問題意識も弱かったとも思う。しかし、子どもの発達と教育の平等をどう保障していくかという場合、この説明（課題）は避けては通れない。

もっとも、ある程度の経過的説明は可能なものかもしれない。たとえば、かつての日本の高度成長期における中等・高等教育の大衆化の受け皿が私立学校の増加によってもたらされ、その点で私的教育費比率は高くなっている。また、日本では、高度成長期の賃金体系は年齢とともに上がる体系（家族給体系）を持っていたことにより、かろうじて高い教育費にも何とか対応することできてきた。裁判所が生活保護世帯の学資保険をつい最近まで認めなかったことの現実認識のあまりにも浅はかさであろう。さらに、かつての臨調・行革路線以降の、いわゆる教育における受益者負担論の攻勢に対して、子どもの教育・学習権あるいは教育の公共的性格の認識の弱さがあったことの反映もあるのだろう。

この受益者負担論についていえば、教育の公共的性格の無視や軽視、実際には「受益家族負担論」とでも呼ぶべき性格、また財政負担の難問を切り抜ける切り札として使われるなど、批判されるべきことはいくつかある。しかし問題なのは、子どもたちのライフチャンスのあり方が、早い段階から家族資源によって規定されている傾向が強ければ強いほど、そもそも子どもたちのある部分はいわば「受益候補者」にもなる可能性が低いのに、それがあたかも誰にでも通用するよう見える状況が突破されてこなかったことであるかもしれない。あるいは、「子どもは社会の子どもだ」といっても、またすべての子どもがやがて社会の再生産を担うことになるから平等なチャンスが大事といっても、家族は社会の基礎的経済的単位、子どもは「個別家族の再生産を担う子ども」という考え方、さらにそれに「愛情の共同体」という現代の特徴が加わることによって、結局は受益者負担論という名目のイデオロギーにうち勝つことができなかつたのかもしれない。このあたりは、授業料は無償だが、個々の学生には生活ローンを貸す

ことを「受益者負担論」としている北欧諸国などの差のようであり、とくに教育費の根拠をめぐる比較研究が求められるところである。

## おわりに

以上から推測されるように、子どもたちの生活や教育環境を「小さな政府」のもとで地方や家族に任せるということは、一面自由度を与えるように見えるが、結果的にはさらに地域間・階層間格差を増し、やがてそれが日本社会の安定した再生産をさらに危ういものにさせるであろう。では、子どもの生活あるいは教育保障はいかなる方向が求められるべきか。

この点であらためて議論の前提として据えてみたいのは、たしかに、子どもは家族だけでは育てられないのは事実だとしても、現在もまだ、子どもが育てられる主たる場は依然として「家族」である、と社会的にも位置づけられていることである。そして、その場で、子どもの基礎的な、将来に大きな影響を持つ社会化が進められている。しかし、子どもは本来的に親や家族を選ぶ権利は持たない。親は子どもを持つ持たないを選択できても、あるいは人工的にも特定の性質をそなえた子どもを持つことが可能だとしても、その逆はない。また、子育ての社会化は保育園や学童保育の普及など別の形で進められるとしても、子どもの「家族への取り込み」という基本は変わらない。子どもは親の所有物という考え方こそ薄れたとしても、家族と子どもの関係は依然として分解しがたい存在として認識されている。家族の中の夫と妻の関係をめぐる正義論の適用は議論が進んできているが、「家族の中の子ども」にはまだ及んでいない。

しかし、そのことを当面は社会の基本構造だと考えると、一方では、家族が社会の再生産に果たしている役割からして、低所得家族の所得保障を中心にした家族支援の強化の方向が、すべての子どもにとっての、意識的なライフチャンスの平等を追求する論理と重なってくることはたしかであろう。他方で、このことと矛盾するよう見える

が、家族責任が問われることが余儀なくされる段階だからこそ、現実的には教育費の無償化ややり直しの教育機会の保障がない限り、人生の展望をめぐる格差は広がる要素をはらんでいるともいえる。その意味で、教育費の「脱家族化」が議論の基本に据えられることがまた、子どもたちの平等を保障する大きな鍵となるであろう。

(あおきおさむ・北海道大学教育学部教授)

#### 【注・文献】

- (1) 就学援助については数少ない研究として小西祐馬「就学援助制度の現状と課題」『北海道大学教育学研究科紀要』第95号、2004年参照。
- (2) Dryfoos, Joy G. (1998). *Safe Passage: Making It Through Adolescence in a Risky Society*. Oxford University Press.
- (3) Bradry, Bruce, Jenkins, Stephen p, and Micklewright, John, (2001). *The Dynamics of Child Poverty in Industrialised Countries*. Cambridge University Press.
- (4) 深谷昌志「子どもから大人になれない日本人」リヨン社、2005年。
- (5) 本田由紀「『非教育ママ』たちの所在」(本田由紀編著『女性の就業と親子関係—母親たちの階層戦略—』勁草書房) 2004年。
- (6) 宮本みち子「若者が〈社会的弱者〉に転落する」洋泉社、2002年。
- (7) Lareou, Annete. (2003). *Unequal Childhoods: Class, Race, and Family Life*. University of California Press.
- (8) ラルフ・ダーレンドルフ「新しい自由主義—ライフ・チャンス」(吉田博司・田中康夫・加藤秀治郎訳、学陽書房、1987年)における、ライフチャンスの概念提起については後日批判的に検討したい。
- (9) 刈谷剛彦「階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会へ—」有信堂、2001年など。
- (10) 青木紀編著「現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実—」明石書店、2003年。また杉村宏「生活困難母子世帯の調査結果と自立支援の課題」(厚生労働省科学研究費・政策科学推進研究事業・総合研究報告書『貧困の世代間再生産の緩和・解消のための支援に関する基礎的研究』) 2005年。
- (11) 青木紀「貧困・低所得家族の教育戦略の現実—教育社会学の課題—」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第97号、2005年。
- (12) 関連する分析はいずれもOECD資料の分析に基づくが、さしあたって勝又幸子「国際比較から見た日本の家族政策支出」『季刊・社会保障研究』Vol.39, 2003, No.1.など参照。なお関連していえば、Halpen, Robert. (1999). *Fragile Families, Fragile Solution: A History of Supportive Families in Poverty*, Columbia University Press.による、「脆弱な家族、脆弱な政策(解決)」というタイトルは、日本にもよく当てはまる。
- (13) G.エスピン・アンデルセン、渡辺雅男・渡辺景子訳「ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済」桜井書店、2001年。同「福祉国家の可能性—改革の戦略と理論的基礎—」桜井書店、2001年など。
- (14) 耳塚寛明「誰がフリーターになるか—社会階層的背景—」(小杉礼子編著『自由の代償・フリーター—現代若者の就業意識と行動—』労働政策研究・研修機構) 2002年。部落解放・人権研究所編「排除される若者たち—フリーターと不平等の再生産—」部落解放出版、2005年、など。
- (15) 「ポリテイク(特集・現代日本のワーキング・プアー)」(旬報社) Vol.10.2005年。
- (16) エレン・ケリー編、田中成明・亀本洋・平井亮輔訳「公正としての正義・再説—ジョン・ロールズ」岩波書店、2004年、95-96頁。
- (17) 田中昌人「日本の高学費をどうするか」新日本出版社、2005年など。